

## 社会福祉法人豊結 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊結(以下「法人」という。)の理事及び監事(以下、役員という。) 評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第2条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事及び評議員の報酬)

第3条 理事長が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業(以下、「事業」とする。)の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第4条 監事が法人業務及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬、宿泊費及び旅費を支給することができる。

### (適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

### (改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成 29 年 3 月 5 日から施行する。
2. この規程は、平成 29 年 6 月 5 日に改正し、同日から施行する。

別表 1（第 2 条及び第 4 条関係）

名称	報酬（1 回）	実費弁償費
理事会出席報酬等	2,000 円	職員通勤手当相当
評議員会出席報酬等	2,000 円	職員通勤手当相当
評議員選任・解任委員会出席報酬等	2,000 円	職員通勤手当相当
監事監査指導報酬等	2,000 円	職員通勤手当相当

別表 2（第 3 条関係）

名称	報酬（1 時間）	実費弁償費
理事長業務報酬等	1,000 円	職員通勤手当相当
理事及び評議員業務報酬等	1,000 円	職員通勤手当相当

別表 3（第 5 条関係）

名称	報酬（1 日）	宿泊費及び旅費
報酬及び旅費	3,000 円	職員旅費規程に準ずる